

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秦野市は、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益の保護に影響を与えることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減するために十分な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護を図っていくことを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

神奈川県秦野市長

## 公表日

令和2年10月22日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する事務
②事務の概要	(評価対象事務全体の概要) 子ども・子育て支援法及びこの法律に基づく条例による事務のうち、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付を受けようとする子どもに対し、支給認定や保育料の決定、給付管理等に関する事務を行う。 (特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容) 子ども・子育て支援法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定に関する事務 ②保育料の算定に関する事務 ③教育・保育給付及び施設等利用給付を受けようとする者の世帯状況の確認に関する事務 ④施設型給付、地域型保育給付及び施設等利用給付の給付管理に関する事務 ⑤副食費免除対象者の判定に関する事務
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、施設等利用給付システム、中間サーバ・プラットフォーム、団体内宛名連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
支給認定者ファイル、児童一覧表ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の94項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報提供の根拠)なし (情報照会の根拠)番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の百十六
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども健康部保育こども園課
②所属長の役職名	保育こども園課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	秦野市総務部文書法制課 〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号 電話:0463-82-5119
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	秦野市こども健康部保育こども園課 〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号 電話:0463-82-9606

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年9月18日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年9月18日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	5、評価実施期間における担当部署	課長 永山 孝一	課長 内海 元	事後	
平成29年7月14日	II、しきい値判断項目 1、対象人数	平成27年10月13日	平成29年5月15日	事後	
平成29年7月14日	II、しきい値判断項目 2、取扱者数	平成27年10月13日	平成29年5月15日	事後	
平成30年8月30日	I 関連情報、5. 評価実施機関における担当部署、②所属長の役職名	課長 内海 元	課長	事後	※様式変更に伴う修正
平成30年8月30日	I 関連情報、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務、②事業の概要	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号を利用等に関する法律	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	事後	※字句修正
平成30年8月30日	II しきい値判断項目、1. 対象人数	平成29年5月15日	平成30年6月15日	事後	
平成30年8月30日	II しきい値判断項目、2. 取扱者数	平成29年5月15日	平成30年6月15日	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報、5. 評価実施機関における担当部署、②所属長の役職名	課長	保育こども園課長	事後	※字句修正
令和1年6月28日	I 関連情報、7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	秦野市政策部文書法制課 〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号 電話:0463-82-5119	秦野市総務部文書法制課 〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号 電話:0463-82-5119	事後	※字句修正
令和1年6月28日	II しきい値判断項目、1. 対象人数	平成30年6月15日	令和1年5月29日	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目、2. 取扱者数	平成30年6月15日	令和1年5月29日	事後	
令和2年10月22日	評価書名	子どものための教育・保育給付に関する事務 基礎項目評価書	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和2年10月22日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	秦野市は、子どものための教育・保育給付に関する事務における(以下略)	秦野市は、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する事務における(以下略)	事後	
令和2年10月22日	I 関連情報、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務、①事務の名称	子どものための教育・保育給付に関する事務	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する事務	事後	
令和2年10月22日	I 関連情報、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務、②事務の概要	子どものための教育・保育給付を受けようとする子どもに対し(以下略)	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付を受けようとする子どもに対し(以下略)	事後	
令和2年10月22日	I 関連情報、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務、②事務の概要	①子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務 ②保育料の算定に関する事務 ③教育・保育給付を受けようとする者の世帯状況の確認に関する事務 ④施設型保育給付及び地域型保育給付の給付管理に関する事務	①子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定に関する事務 ②保育料の算定に関する事務 ③教育・保育給付及び施設等利用給付を受けようとする者の世帯状況の確認に関する事務 ④施設型給付、地域型保育給付及び施設等利用給付の給付管理に関する事務 ⑤副食費免除対象者の判定に関する事務	事後	
令和2年10月22日	I 関連情報、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務、②システムの名称	子ども・子育て支援システム、中間サーバ・プラットフォーム、団体内宛名連携システム	子ども・子育て支援システム、施設等利用給付システム、中間サーバ・プラットフォーム、団体内宛名連携システム	事後	
令和2年10月22日	II しきい値判断項目、1. 対象人数	令和1年5月29日	令和2年9月18日	事後	
令和2年10月22日	II しきい値判断項目、2. 取扱者数	令和1年5月29日	令和2年9月18日	事後	